

～事前通知書の受取り方法について～

登記名義人が登記済権利証等を提供できない場合などに、今回の登記申請について本人の意思を確認するために、法務局から申請人に対して「登記申請がなされたこと」及び「自分が確かに登記を申請した旨を申し出る旨」を通知する「**事前通知書**」が郵送され、一定期間内に、登記名義人から間違いのない旨の申出があったときに初めて地上権変更登記を行うものです。

【事前通知書の受取り方法の流れ】

- ① 「本人限定受取郵便物」が届いてることを知らせる「到着通知」が郵便局から土地所有者様のご自宅へ届きます。

※土地所有者様宛に法務局から「本人限定受取郵便物」で「事前通知書」が郵便局へ到着した際、郵便局で留め置き、土地所有者様へ「到着通知」を送付することにより、「本人限定受取郵便物」の到着をお知らせするものです。



- ② 受取り方法は下記の④または⑤の方法があります。④の場合は郵便局へ電話し、⑤の場合は直接、郵便局の窓口で受取ってください。

④ 郵便物を配達してもらう

⑤ 郵便局の窓口へ受取りに行く



【④ 郵便物を配達してもらう場合】



郵便局へ電話し、郵便配達職員から直接、「本人限定受取郵便物」を受取ってください。

※必ずご本人様が受取ってください。ご本人様以外は受取れませんのでご注意ください。



【⑤ 郵便局の窓口へ受取りに行く場合】

「到着通知」と「**★**本人確認の書類」を持参の上、「本人限定受取郵便物」を受取ってください。

★運転免許証、個人番号カード等の本人確認が出来るもの

※必ずご本人様が窓口で受取ってください。ご本人様以外は受取れませんのでご注意ください。



- ③ 法務局からの「事前通知書」の内容をご確認の上、「回答欄」に「署名・押印（実印）」してください。

※公社が同封した「押印例」を参考にしてください。



- ④ 公社が同封した「法務局宛の返信用封筒」に「署名・押印（実印）した事前通知書」を入れてポストへ投函してください。

※書類に記載されている提出期限内（2週間以内）に必ず届くように送ってください。
期限を過ぎた場合は、申請が取下げとなり、再度、手続きしていただく事となりますのでご注意ください。（直接、法務局の窓口へ持参される方法でも可能です。）